

1. 出願資格

一般入試

次の(1)～(9)のいずれかに該当する者

社会人入試

次の(1)～(9)のいずれかに該当し、大学院入学時までに通算2年間以上の社会経験（民間企業、官公庁、学校教育機関、自営業、家事、ボランティア活動などの経験。ただし、研究生および大学院学生としての期間は含みません。）を有する者

- (1) 日本の大学を卒業した者または2023年3月31日までに卒業見込みの者
- (2) 学校教育法第104条第7項第1号の規定より学士の学位を授与された者または2023年3月31日までに授与される見込みの者【注1】
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者または2023年3月31日までに修了見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者または2023年3月31日までに修了見込みの者【注2】
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者または2023年3月31日までに修了見込みの者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府または関係機関の認証を受けた者による評価を受けたものまたはこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者及び2023年3月31日までに授与される見込みの者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者または2023年3月31日までに修了見込みの者
- (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- (9) 本研究科において、個別の出願資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、2023年3月31日までに22歳に達した者【注3】

【注1】 (2) について短期大学及び高等専門学校の専攻科を2023年3月31日までに修了見込みであり、かつ、学位授与機構から学士の学位が授与される見込みである者は、文系教務課内 人文学研究科入試担当あてに照会してください。

【注2】 出願資格の(4)に該当する者は、「MC1期出願資格の事前審査等について」を参照し、文系教務課内 人文学研究科入試担当あてに2022年6月30日（木）午後4時までに必着で必要書類を郵送してください。

【注3】 (9)により出願しようとする者は、「MC1期出願資格の事前審査等について」を参照し、文系教務課内 人文学研究科入試担当あてに2022年6月30日（木）午後4時までに必着で必要書類を郵送してください。

2. 専攻及び募集人員

専攻	学繋または コース	教育 プログラム	分野・専門	募集人員
人文学 専攻	言語文化学繋	言語学	言語学	104名
		日本語学	日本語学, 日本語教育学, 応用日本語学	
	英語文化学繋	英語文化学	英語学, 英米文学, 英語教育学	
	文献思想学繋	西洋文献学	ドイツ語ドイツ文学, ドイツ語圏文化学, フランス語フランス文学,	
		東洋文献学	日本文学, 中国語中国文学	
		哲学倫理学	哲学, 西洋古典学, 中国哲学, インド哲学	
	超域人文学繋	超域人文学	映像学, 日本文化学, 文化動態学, ジェンダー学, メディア文化社会論	
	歴史文化学繋	歴史文化学	日本史学, 東洋史学, 西洋史学, 美学美術史学, 考古学, 文化人類学	
英語高度専門 職業人コース	英語高度専門職業人プログラム			

※第1期試験及び第2期試験を合わせた募集人員は、一般入試及び社会人入試を含めて104名です。